

横浜市の債権の管理等に関する規則の一部改正について
～皆様の御意見を募集します～

1 一部改正の趣旨

横浜市の債権の管理等に関する規則（以下「債権管理規則」という。）において定める履行延期の特約等の手続について、新たな条件を付すため、一部改正を行います。

2 一部改正の内容

債権管理規則第 12 条第 4 項各号において、履行延期の特約等の手続に付す条件を規定していますが、適正な債権管理を担保するため、弁済金の充当を各主管課長が指定できることについて、新たに条項に規定します。